

審査長 豊橋市長 佐原 光一様

平成 30 年 6 月 15 日

## 反 論 書

審査請求人 寺本 泰之

公文書一部公開決定(29豊まち第 155 号)に対する審査請求人が提起した審査請求について、弁明書の送付を受けましたが、納得できませんので、次のとおり反論するとともに弁明の機会を求めます。

なお、審査請求人が開示を求める文書は、「豊橋市不動産取得処分審査会の審査結果について(通知)(28 豊資経号外 平成 28 年 12 月 28 日)」のうちの「2、駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業における、狭間児童広場用地からまちなか広場(仮称)計画用地への用地交換について」(1 ページと 2 ページ)の黒塗り部分のみである。弁明書第 4、2、(2)「エ 確定図」、「カ 官民境界用地平面図(広場)」及び「キ 取引事例図」については開示を求めている。このことについては担当課である都市計画部まちなか活性課には何度も伝えてある。

監査請求人が開示を求める部分は公共用地の価格のみである。この点を明確にしておきたい。

### 第 1 証拠の提出について

1 証拠として【判例ID】28071907 事件名:公文書非公開処分取消等請求事件・平成 11 年(行ウ)4 号(以下、「証拠 1」という)と【判例ID】28051907 事件名:公文書非公開決定処分取消請求控訴事件(51 号)(以下、「証拠 2」という)を提出する。これらの証拠は本件と同趣旨の事件と解される。

①証拠1は、買収土地に係る不動産鑑定評価書についての非公開決定、土地利用調整会議資料・鑑定依頼に係る決裁文書についての一部非公開決定がいずれも違法として取り消された事例である。

また、横浜市から依頼を受けて不動産鑑定士が作成し交付した鑑定書について、その著作物性は否定できないとしながら、特段の取り決めをしない限り、横浜市が内部的にはもとより外部的にも法律・条例に従いあるいは社会通念上許容される態様でこ

れを利用することについて少なくとも黙示的な承諾があるとして、情報公開条例に基づいてこれを開示することは著作者人格権を侵害しないとされた事例である。

②証拠 2 は、土地価格に関する情報は土地を譲渡した法人を識別させるが、それによって当該法人の営業上の地位に著しい不利益が生じる恐れは認められないから非公開事由(法人情報)に該当しないこと、公有地の取得価格が公開されても関係当事者との信頼関係を損なうとは認められないから非公開事由(事務事業情報)に該当しないことから非公開処分は違法として取り消された事例である。

③証拠1, 2はいずれも横浜市の公文書公開条例第 9 条第 1 項 1 号、2 号及び 6 号について争われた。横浜市は平成 12 年当該条例が改正され現在の「横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条 2 項」に反映されている。

④証拠 2 は、1 審 2 審とも住民側が勝訴した。市側が控訴したので被控訴人は住民側である。裁判所は被控訴人の主張をすべて採用している。

## 2、まとめ

審査庁は、一部非公開とした事由に豊橋市情報公開条例(以下、「本条例」という)第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するとして非公開としているが、これらについて証拠 1 及び 2 には、その処分が違法であることを証明している。

### 第2 弁明書に対する反論

添付した証拠1及び2に本件非公開理由は違法であり公開すべきであることはすべて述べられているが、以下にポイント箇所を捉えて反論する。

#### 1、第4, 2、アについて

##### (1) (ア)の条例第6条第1項第2号でいう「おそれ」について

情報公開法第 5 条 6 号の「事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に対する行政解釈が「行政機関に広範な裁量権を与える趣旨ではない」とし「名目的なものでは足りず実質的なおそれ、法的保護に値する蓋然性が要求されること」とされているが、弁明書には具体的な法的保護に値する「おそれ」が示されていない。

(2) 弁明書(イ)①では、駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業(以下、「本件事業」という)を遂行するために豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合(以下、「再開発組合」という)が利用するものであり、再開発組合の本件事業に関する権利者

個々の評価に関する情報であるため、「法人その他の団体に関する情報」であるから非公開とした、と述べている。

しかし審査請求人が開示を求めているのは、豊橋市と再開発組合との土地交換に関する情報であり公共用地である狭間児童広場に関する情報である。本件事業は総事業費220億円、そのうち約45%に当たる99億円は公的資金で行われる公共事業である。故に透明性は不可欠であり説明責任が豊橋市にはある。再開発組合の交渉においても公共性は優先されるべきである。

証拠2(5 ページ24行目)には次のように述べられている。

「土地の売買価格に関する情報の公開が売買当事者のプライバシー侵害にはならないという考え方は、いまは社会的コンセンサスを得ている。……公共用地との売買は私事としてプライバシーでないことは明白であるし、……仮に係争情報が個人情報であるとしてもそのプライバシーは極めて希薄で」非開示事由があるとはいえない。」

(3)、弁明書(イ)②, ③は、本件事業が事業進行中であり、再開発組合は、今後も権利者との協議を行うことが予定されており資産評価額が公開されると今後の権利者との協議を行うことに支障が生じることを理由に非公開理由にした、とある。

再開発組合は、本件事業における地権者との権利変換はすべて終了している。今後と考えられる支障とはいかなるものか。具体的に示すべきである。繰り返すが審査請求人が求めているのは、「豊橋市不動産取得処分審査会の審査結果について(通知)(28 豊資経号外 平成 28 年 12 月 28 日)」のうちの「2、駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業における、狭間児童広場用地からまちなか広場(仮称)計画用地への用地交換について」(1 ページと 2 ページ)の黒塗り部分のみである。この用地は市民の財産である公園である。その価格を市民が確認する権利は当然ある。また縮小変形による不動産価値は面積価値からすると3億円の損失であり、正当な利益を害されているのは再開発組合ではなく豊橋市民ではないのか、とする疑念を持つ住民は少なくない。

証拠2(9ページ9行目)で、「公有地の取得価格は公示価格を基準として、それに必要な時点修正、地域要員、個別的要因に基づく修正をして算定されるべきものであって、私人間の取引に時としてみられるような駆け引きや投機等の思惑によって大きく価格が変動するものであってはならないというべきである」から「地方公共団体との取引の場合にはその公開が公益上特に必要と認められる」(9ページ4行目)としている。

豊橋市も、本条例の目的に基づき豊橋市民の知る権利を尊重し、公益を優先に考えて公共用地の土地価格情報は公開されるべきである。

### (3)、不動産鑑定業者、不動産鑑定士が独自に取得した情報について

証拠1(18ページ)には「、不動産鑑定士には鑑定書を無断で公表されない権利がある。しかし、本件鑑定評価書のように行政機関から依頼を受けて作成し行政機関に交付した鑑定書については……社会通念上許容される態様でこれを利用することは、不動産鑑定士も少なくとも黙次的には承諾しているのが通例と思われる」。「情報公開条例に基づいてこれを開示することは著作者人格権を侵害しないと判断されている。」とある。

## 2、まとめ

以上から、弁明書はいずれも情報公開条例について違法な判断がされていることが明白となった。非公開処分は取り消されるべきである。

### 【添付資料】

証拠1:【判例ID】28071907 事件名:公文書非公開処分取消等請求事件・平成 11 年(行ウ)4号

証拠2:【判例ID】28051907 事件名:公文書非公開決定処分取消請求控訴事件(51号)